

令和4年第1回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和4年3月8日(火)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時30分 閉会宣言14時20分
4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。無し
6. 遅刻者は次のとおりです。無し
7. 早退者は次のとおりです。無し
8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	小林正明
生涯学習課主幹	土井泰宣	生涯学習課主査	原田了
学校教育総括主査	藤森宏樹		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第1号	北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱について
議案第2号	北海道清里高等学校総合支援対策事業実施基準の一部を改正する基準について
議案第3号	清里町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第4号	清里町就学援助要綱の一部を改正する要綱について
議案第5号	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について
議案第6号	清里町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第7号	第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について
議案第8号	令和4年度清里町教育委員会に関する予算の要求について
議案第9号	令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果の取り扱いについて

10. 議事の経過
別紙

第1回清里町教育委員会 議事録

令和4年3月8日(火)

議長	<p>ただいまから、令和4年 第1回 清里町教育委員会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、居城委員 と 宇都宮委員 を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第1号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第1号「北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、清里高等学校の安定的な間口確保と魅力ある学校づくりを実施するための内容を規定しており、これまでの間、概ね3年を目途に見直しを行っているところです。</p> <p>今回の改正は、数年を要した見直しの協議や保護者周知を終え、魅力ある学校づくりに寄与する事業として改正するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第1条につきましては、目的を「北海道清里高等学校が地域に根差した魅力ある学校としてその教育機能が最大限に発揮されるよう必要な支援を行うために定めるものである」に改めるものです。</p> <p>第2条につきましては、事業の内容を整理・統合・廃止・新設し、新たに第1号から第6号とするものです。</p> <p>第3条につきましては、期間を令和4年度から令和6年度に改めるものです。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和4年4月1日とするものです。</p> <p>また、すでに在籍している生徒については、なお従前の内容を適用するものです。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第1号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第2号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施基準の一部を改正する基準について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第2号「北海道清里高等学校総合支援対策事業実施基準の一部を改正する基準」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本基準は、北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱あります事業について、その詳細を規定するもので、要綱の改正に合わせて基準も改正するものであります。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第2条につきましては、各事業の詳細を規定しているもので、第1号は部活動支援事業、第2号は進路選択支援事業、第3号は魅力ある教育活動推進事業、第4号は国際理解教育推進事業、第5号は通学支援事業、第6号は学校給食提供事業となっており、各事業のうち、東進ハイスクール在宅受講コース受講にかかる経費、センター校が実施する進学講習会への参加経費長期休業期間中の学習サポート教室講師招へい経費については、実績がないことから廃止いたします。</p> <p>また、入学者全員に10万円相当のきよさと商品券を支給すること、国公立大学へ現役で入学した場合の入学金及び初年度授業料の補助についても廃止いたします。</p> <p>逆に第3号で新たに魅力ある教育活動推進事業を設け、校外活動におけるバス借り上げ料、授業や講演会に招へいする外部講師経費、コミュニティスクールコーディネーターの派遣、そのた魅力ある教育活動推進に資する事業に係る経費を支援することといたしております。</p> <p>第3条につきましては、高体連出場経費について文言の整理をしております。</p> <p>第4条につきましては、大学等視察経費補助基準について、文言の整</p>

	<p>理を行っております。</p> <p>第5条につきましては、交換留学にかかる経費補助基準について整理したもので、これまで受入留学生の経費は別に計上しておりましたが、このたびの改正によりまして、派遣・受入ともに北海道清里高等学校総合支援対策事業として実施することといたします。</p> <p>第6条、第7条につきましては、通学支援事業について、文言の整理を行っているものです。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和4年4月1日とするものです。</p> <p>また、すでに在籍している生徒については、なお従前の内容を適用するものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第2号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施基準の一部を改正する基準について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施基準の一部を改正する基準について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第3号 清里町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第3号「清里町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規則は、清里町奨学資金貸付基金条例に基づき、その詳細を規定するものであり、このたび、北海道清里高等学校総合支援対策事業の見直しに伴い、入学資金貸付事業を廃止するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第2条から第19条につきましては、入学資金に関する条文であり、廃止に伴い削除いたします。</p> <p>第20条は第9条までの条文の削除に伴い繰り上がり第10条となります。</p>

	<p>第6号様式から10号様式は削除いたします。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和4年4月1日とするものです。</p> <p>また、すでに在籍している生徒については、なお従前の内容を適用するものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第3号 清里町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号 清里町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第4号 清里町就学援助要綱の一部を改正する要綱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第4号「清里町就学援助要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、援助の必要な児童・生徒の就学について規定するのでもであり、このたび、国のGIGAスクール構想が推進されるなか、タブレット端末を自宅に持ち帰り、オンラインによる学習活動を行うことになったことから、その通信費を援助の種類に追加するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第5条、就学援助の種類について第9号の下に新たに第9号オンライン学習通信費を設け、以下1号ずつ繰り下がります。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和4年4月1日とするものです。</p> <p>別表につきましては、オンライン学習通信費を追加し、給付対象経費を規定し、給付額について1万4千円を上限とする実費とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第4号 清里町就学援助要綱の一部を改正する要綱について採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第4号 清里町就学援助要綱の一部を改正する要綱については、原案どおり決定されました。
議 長	日程第6 議案第5号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第5号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領」について提案理由の説明を致します。 本要領は、新型コロナウイルス感染症対策のために学校職員が在宅勤務を行うために必要な事項を規定しているものです。 では、1 ページめくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。 第2条につきましては、対象職員を規定しており、第1号に新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業となった学校の職員、第3号で新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされた職員及び濃厚接触者と同居する職員を追加するものです。 第4号以下は号数を繰り下げるものです。 第9条第2項につきましては、在宅勤務に伴い持ち帰るパソコンについて、その詳細を規定するものです。 第3項につきましては、端末を自宅に持ち帰る際の遵守事項を規定しております。 第4項につきましては、文言の整理及びセキュリティについて規定しております。 第5項については、持ち帰った端末に個人所有の外部記録媒体を接続しないこと並びに、個人所有の通信機器によりインターネット接続をすることができることを規定しております。 第6項、第7項については項を1項ずつ繰り下げるものです。 附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和4年2月1日とするものです。 以上で提案理由の説明を終わります。
議 長	これから質疑を行います。

各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第5号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について は、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第7 議案第6号 清里町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第6号「清里町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規則は、清里町体育施設条例に基づく施設の詳細について規定しているもので、このたび、町民プールの開館日についてこれまでの5月1日から10月31日であったものを5月16日から11月15日までに改めることに伴い、別表の開館日の記載を改めるものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>附則は施行の日を定めるもので、令和4年4月1日とするものです。</p> <p>次に、別表、町民プールのうち、開館日を5月から9月を5月から11月に改めます。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第6号 清里町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第6号 清里町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について は、原案どおり決定されました。</p>
議長	日程第8 議案第7号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会

	委員の任命について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第7号「第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命」について提案理由の説明を致します。 児童生徒が使用しております教科書は、法の定めにより、4年ごとに見直しを行い、毎年決定することとなっております。 見直しや決定の作業は、オホーツク管内の区域を第9地区と定め、委員については、管内各市町村教育委員会が任命する代表者で構成することとなっていることから、本町におきましては、慣例により、教育長の職にある岸本教育長の任命について、提案するものであります。 任命期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。 以上で、提案理由の説明を終わります。
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第7号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第7号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について は、原案どおり決定されました。
議 長	日程第9 議案第8号 令和4年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第8号「令和4年度清里町教育委員会に関する予算の要求について」説明を致します。 次のページをご覧ください、主な事業について、各グループリーダーより説明させていただきます。 (各グループリーダーより説明)
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第8号 令和4年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 8 号 令和 4 年度清里町教育委員会に関する予算の要求については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第 10 議案第 9 号 令和 3 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 調査結果の取り扱いについて を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第 9 号「令和 3 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 調査結果の取り扱いについて」提案理由の説明をいたします。</p> <p>次のページ、別紙をご覧ください。</p> <p>本年度実施の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について、下記のとおり取り扱うこととするものであります。</p> <p>1 町全体の状況の公表については、小学校全体並びに中学校の結果について、数値を含め公表することとする。</p> <p>なお、個人が特定される恐れがあるときは、公表しないこととする。</p> <p>2 公表の方法につきましては、町全体の状況をグラフ等により国・道・管内と比較・分析するとともに、国・道・管内との比較を数値や文言で表現する。</p> <p>また、質問紙調査の結果や、現在の体力・運動能力等の向上の取り組み、今後の改善方策等を示す。</p> <p>3 「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載についてですが、北海道教育委員会が作成し公表する「令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査、北海道版結果報告書」に、市町村名を明らかにした清里町の結果資料を掲載することについて同意するものであります。</p> <p>尚、掲載内容については、今後、道教委と協議し、清里町としての掲載内容を決定し、道教委から公表される予定です。</p> <p>以上で、議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第 9 号 令和 3 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 調査結果の取り扱いについて を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。 議案第9号 令和3年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 調査結果の取り扱いについては、原案どおり決定されました。
議 長	本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の委員会を閉会いたします。